

学校の体育・スポーツ事故における安全配慮義務に関する考察

諏訪 伸 夫

A study on safe care obligation in accidents of school sport and physical education

Nobuo SUWA

Recently the number of school accidents in sport and physical education has gradually increased. Official statistics show that about 1.1 million school accidents occurred in 1985 and such accidents have nearly doubled in fifteen years.

Lawsuits concerning school accidents have also increased in numbers these days.

Therefore, this study aims at considering judicial decision of school accidents, especially that of safe care obligation in accidents of school sport and physical education.

And the author hopes that the results of consideration in this paper will contribute 1) to promote sport and physical education as a culture, 2) to prevent accidents practically, 3) to develop the theory of laws in sport and physical education academically.

Key words : School accidents in sport and physical education, Legal liability, Safe care obligation

I 本研究の目的と方法

日本体育・学校健康センターの統計報告書によれば、いわゆる学校事故^(注1)は、昭和53年度は83万件であったものが、昭和56年度には92万7千件と増加し、昭和58年度はついに100万6千件と100万件を越え、昭和60年度には、それが108万6千件に増え、年々の増加傾向は止まっていないことが報告されている^(注2)。この中、例えば各教科・道徳活動中に起きた事故の約8割から9割が保健体育で、また部活動中の事故の場合、そのほとんどが体育的部活動で起きているという^(注3)。このように学校事故が極めて多数発生していること、また体育・スポーツ事故は学校事故の中でもかなりの割合を占めていること、それも年々増加してきていることが知れよう。

事故が起きたから、即訴訟ということにはならないにしても、後遺症の残るような重傷事故や死亡事故等の重大な事故が起きたときには、時とし

て軽傷事故で問題とされなかったような事故責任や損害賠償の問題が前面にでてきて、事故の被害者と加害者の間で話し合いによる解決がつかず、訴訟に持ち込まれることもある。近年の体育・スポーツ事故をめぐる訴訟をみてみると、そこにある傾向がみられる。すなわち、第一に体育・スポーツ事故訴訟の多くは、学校事故といわれるものであって、しかもそのような訴訟の大多数は、民事責任(損害賠償責任)に関するものであり、体育・スポーツ事故訴訟で刑事責任を問われるケースは非常に少ないことである。第二に体育・スポーツ事故訴訟における損害賠償金の高額化である。とりわけ、学校体育・スポーツ事故の場合に顕著であって、例えば、「横浜市立中学生プール走飛込負傷事件」(最高裁、昭和62年2月26日判決)^(注4)では、1億3,125万円の損害賠償金、また「福岡県立高校生ラグビー練習中負傷事件」(福岡地裁、昭和62年10月23日判決)^(注5)では、1億3,346万円

の損害賠償金の判決がなされている。第三に損害賠償請求は、不法行為責任によるものが一般的であるが、近年、債務不履行責任によるものがみられることである。すなわち、学校事故の損害賠償責任の追及の際には、故意または過失によって生じた損害について加害者がその損害賠償責任を負うとする不法行為責任によるものや在学契約に附随する安全配慮義務に違反ありとする契約上の債務不履行責任によるもの及び教師が生徒等の生命や身体及び財産に対する急迫の危害を免れさせるために父母等に代わってする事務処理から生じる賠償責任すなわち事務管理責任によるものがあり、従来、不法行為責任による損害の賠償請求が一般的になされていたものが、漸次債務不履行責任によるものもみられるようになり、学校体育・スポーツ事故についても、近年、その是非はともかく、下級審のレベルではあるが、債務不履行による損害賠償責任を認める判決が相次いで出されてきている^(注6)。

そこで本研究は、社会的影響が大きいのと思われる高額な損害賠償判決が出されるようになってきた体育・スポーツ事故訴訟のうちでも、学校体育・スポーツ事故訴訟における損害賠償責任に関するものにスポットをあて、第一に、とりわけ近年定着化しつつあるとみられる債務不履行責任による損害賠償論について、具体的には体育・スポーツ事故判例やそれに関する研究書及び資料等におけるいわゆる安全配慮義務論についての検討になるが、それをいわゆる文献研究により、それはなぜ近年唱えられるようになり、しかも定着化しつつあるとみられるのか、この分野における系統的な論究がほとんどなされていない現状を少しでも論理的に深め、豊富化していくことをねらいとし、第二に、その主張の長短を吟味し、現実の体育・スポーツ振興への影響度等について考察し、実際の体育・スポーツの振興に微力ではあるにせよ貢献していくことをねらいとしている。

II 債務不履行責任と安全配慮義務について

学校において体育・スポーツ事故が発生した場合、周知のように一般的責任として道義的責任以外に、法律上の責任として、①民事上の責任（損害賠償責任：民法425条、709条等、国家賠償法1条、2条等）や②刑事上の責任（犯罪責任：刑法204条、211条等）が問われ、さらに国・公立学校

における事故であれば、これらに加えて③行政上の責任（公務員法上の懲戒責任等：地方公務員法27条等、国家公務員法78条等）が問われることもある。通例、体育・スポーツ事故も含め学校事故の賠償責任の追及の方法として、これらのうち②の民事上の責任（損害賠償責任）については、上述したように不法行為責任によるものと契約上の債務不履行責任によるもの及び事務管理責任によるものの三つをあげることができる⁽³⁾。そして実際の裁判上の学校事故の損害賠償請求は、不法行為責任によるものが多く、債務不履行責任によるものは少ないが、近年、債務不履行に基づく損害賠償請求を認める判例が出てくるようになったことを指摘した。そこで以下には、まず債務不履行責任による損害賠償論—安全配慮義務論についてそれがなにもゆえに主張されるようになったのであろうか。その経緯について若干みてみよう。

債務不履行責任というのは、法律の規定や契約の趣旨に照らして適当な履行をしなかった場合、債務者は債権者に損害の責任を負うものとするもの（民法415条参照）である。なお、債務者に責任が生ずるためには、債務不履行が債務者の責めに帰せられる事由に基づくことを必要とし、その挙証責任は債務者にあるとされ、その際の債務者の責めに帰せられる事由とは、債務者自身の故意過失だけでなく、履行補助者の故意過失その他信義則上債務者の故意過失と同視できるものを含むとされている⁽¹³⁾。

このことを学校事故における債務不履行責任と安全配慮義務とに即して具体的に述べれば、学校設置者等（債務者）は、在学契約に附随して安全に教育（体育）等を生徒等（債権者）に提供する義務（安全配慮義務；債務）があり、このような義務を故意や過失等（債務者の責めに帰せられる事由）によって実行（履行）しない場合（債務不履行）に生じた損害について、債務者たる学校設置者等は、債権者たる生徒等に対してそのような損害を賠償する責任があると、さらに学校設置者等は、履行補助者たる教師等の故意・過失によって生じた事故の損害賠償責任を負うものである。

従来、民法学において保護義務なる観念が認められるとともに、労働法学上これに対応して、安全保証義務とする主張があり、安全配慮義務は明

らかに、こうした考え方を基点に誕生したものであるが、これに尽きるとして足りるかについては若干の疑問がある⁽¹⁰⁾とされる。このような義務範疇を開発・定着させたのは裁判例であり、昭和47年頃から現れたもので⁽¹⁰⁾、昭和50年2月25日の「車両整備中自衛隊員轢死事件」での最高裁第三小法廷判決^(注7)が、安全配慮義務の不履行が損害賠償の根拠となることを判示して以来、この考え方は雇用契約をはじめ請負や医療事故そして学校事故などについても考えられるようになってきている。最高裁判決は、安全配慮義務について、「国は公務員に対し、国が公務遂行のために設置すべき場所、施設もしくは器具等の設置管理又は公務員が国もしくは上司の指示のもとに遂行する公務の管理にあたって公務員の生命及び健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務」と規定し、さらに「ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の附随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務として一般的に認められるべきもの」であるとする。その際、安全配慮義務の具体的内容は、「公務員の職種、地位及び安全配慮義務が問題となる当該具体的状況によって異なる」べきものであるという。

安全配慮義務により損害賠償責任を問うことの大きな利点は、挙証責任の負担軽減と消滅時効期間の長さにあるとされている。すなわち、前者については、現行法制は、原則として過失責任主義をとっているのが被害者は、不法行為責任による場合、加害者の過失（故意）を立証しなければならないのに対して、債務不履行責任による場合は、逆に加害者（債務者）の方で過失（故意）がないことを立証しなければならないことや学校事故において教師の責任を媒介せずに学校設置者の安全保持義務違反の有無を直接追及することができること、また後者については不法行為責任による場合は、消滅時効期間が3年であるのに対して、10年と長くなることである。従って、不法行為責任で3年を過ぎた場合、損害賠償責任を問えなくても、債務不履行責任の一つと解される安全配慮義務違反によれば被害者は、加害者に対して損害賠償責任を問うことができるわけである⁽⁶⁾。

以上、安全配慮義務論の特徴と近年唱えられるようになった概略の経緯をみてきたが、次にこれまでの学校事故とりわけ、体育・スポーツ事故に

おける安全配慮義務に関する判例傾向を整理考察してみよう。

Ⅲ 学校体育・スポーツ事故における安全配慮義務に関する判例の傾向

学校事故をめぐる損害賠償請求訴訟はきわめて多数あるが、これまで、学校事故で安全配慮義務違反（債務不履行責任）による被害者の損害賠償請求が認められたものは6件で、そのうち4件が学校体育・スポーツ事故である。設置者別にみると、私立が3件で、公立が3件であった。もっとも、損害賠償請求そのものは認容されないが、安全配慮義務という考え方について肯定した判例はかなりみられる。

まず、安全配慮義務そのものを否定する事例としては、「国立工業高専生徒柔道練習中受傷事件」（盛岡地裁、昭和52年2月10日判決：国立工業高専の課外教育活動の一環である体育部柔道班の練習に参加していた生徒が、指導教師より内股をかけられ転倒し、頭部を打ち植物人間となった事件^(注8)で、裁判所は「国が国立学校の学生に対して就学契約上の安全配慮義務を負うとの見解は、いわゆる安全配慮義務なる観念が元来、私法上の雇用契約において使用者が被用者に対して負うもので、本件につき採用することは多分に疑問なしとしない。」と判断し、また安全配慮義務そのものについても、「内股は高校学習指導要領解説保健体育編によれば体育で指導すべき基礎的な技であり、技のかけかたも危険なものとはいえないなど内股による投げの指導上の安全配慮義務違反あるいは過失があったとは認められない。」としている。

このような判示に対して、学校事故における債務不履行責任による安全配慮義務を肯定するものがあり、それを学校体育・スポーツ事故の事例により次に検討してみよう。

安全配慮義務を肯定するものは、三つの類型に区分できる⁽¹³⁾。第一が在学契約関係に基づく義務とするもの、第二は行政処分により発生する在学関係における管理者の学生に対する義務とするもの、第三は特別な社会的接触に基づく信義則上負う義務とするもの、である。

第一の在学契約関係に基づく義務とする事例には、「高校体操部員着地失敗重傷事件」（山形地裁、昭和52年2月10日判決：私大付属高校の体操部員

が練習中、つり輪からの二回転宙返り降りに失敗して頭部から落下して頸椎脱臼し首から下が麻痺してしまった事件^(注9)があり、裁判所は、私大と生徒との間には在学契約関係があり、これに附随した生徒の生命、身体の安全を保持する義務を負っていると、私大付属高校体操部の指導担当教師に対しては生徒の生命、身体の安全をそこなうおそれのある体操種目・つり輪等について不測の事故の発生を未然に防止する義務があるのに履行補助者たる指導担当教師はこれを怠り事故を惹起させてしまったもので、従って私大は安全配慮義務の不履行により生じた生徒の損害を賠償する義務がある、と判断した。なお、裁判所は、本件のような体操クラブ活動に参加している生徒は、自らの意思で危険を伴う練習を行うのであるから自らの責任と判断で危険な行為を避け、自己の生命・身体の安全を保持すべき注意義務を負っていたというべきであるのに、そのような義務を尽くさず、従って7割の過失がある、と判示している。

これは私立学校の場合であって、既述したように私立学校の場合、学校法人と生徒又は法定代理人との間に私法上の契約関係すなわち在学契約という法律関係が存在し、この在学契約関係から生ずる附随義務として安全配慮義務があるとするものであるのに対して、国・公立学校の場合は、通例（判例の多くは）、在学関係を公法上の特別権力関係として学校と生徒との間を契約関係とみず、安全配慮義務を負わないとして否定しているが、近年、国・公立学校においても私立学校と同様に国又は地方公共団体は安全配慮義務を負うとする判例がみられるようになった。すなわち、「県立定時制高校生徒柔道大会中受傷事件」^(注10)で、裁判所は、「公立学校の在学関係と私立学校のそれとは、法律上その性質において異なるものではないから、公立高校の在学関係をとくに被告の主張する特別関係と解すべき、合理的な理由はない。その在学関係は、・・・契約関係と解すべきである。」また、「学校設置者たる県は、当該在学契約に附随する当然の義務として、教育条理上及び信義則上、学校教育の場合において生徒の生命、身体等を危険から保護するための措置をとるべき義務を負っているものと解される。」と判示した。もっとも、この判例においては、高校長及び担当教師のとった各措置は、教育指導上課せられた安全を配慮すべき義務に違背した事実は認められな

いから、従って過失はない、としている。

第二の行政処分により発生する在学関係における管理者の学生に対する義務とする事例には、「トライボール競技中学生タックル負傷事件」^(注11)

（福岡地裁甘木支部、昭和62年9月25日判決；公立中学校の第5時限目の技術科の授業時間を校庭でのレクリエーションに変更して、トライボールを生徒達が行っていたとき、プレイ中の生徒二人が衝突して視力傷害等の負傷を負った事件）で、裁判所は次のように判示している。すなわち、市は生徒たちの心身の発達に応じて中等普通教育を施すという目的達成のため、公立中学を設置し生徒を在学させるものであるが、この在学関係は、そのような目的のため一定の管理作用を伴うものである以上、管理をなすべき市は、被管理者たる生徒の生命・身体・健康について、管理作用に付随する義務として信義則に基づく安全配慮義務を負うものであり、教師も授業等の教育活動の場において直接生徒の安全を配慮すべき義務を負うものと解され、その在学関係は私法上の契約により生ずる私立学校の在学関係と異なるものでないから、公立学校におけるそのような安全配慮義務違反も債務不履行責任として考えられる。なお、裁判所は、トライボールではルールとして生徒の腰から下のタックルを禁止しているのに、生徒はこれを見たりして安全配慮の点で欠けていたり、あるいは審判を決めて、けがのないように真面目に取り組んだ様子が認められないことなどを勘案して、生徒の過失割合は6割とするのが相当である、とした。

第三の特別な社会的接触の関係に基づく信義則上負う義務とするものの事例としては、「県立高校ラグビー部員練習試合中受傷事件」^(注12)（福岡地裁、昭和62年10月23日及び福岡高裁、平成元年2月27日；県立高校グラウンドにおいて同校ラグビー部の夏季合宿中における社会人ラグビーチームとの練習中、スクラムを組んでいた高校生が頸椎脱臼骨折及び頸髄損傷の重傷を負った事件）がある。この事件で裁判所は、次のように判示した。すなわち、「県は高校を設置し、これに生徒を入学せしめることにより教育法規に従い生徒に対し施設等を供与し、教諭をして所定の教育を施す義務を負い、他方生徒（ないし保護者）は県に対し授業料を払い、同校において教育を受けるという関係にあるのであるから、右両者は特別な

社会的接触の関係に入ったというべきであり、高校の設置者である県は、右関係に基づき、信義則上、学校教育の場において当該生徒に対し、その生命・身体・健康についての安全配慮義務を負うと解すべきである」。

今、三類型に区分してみてきたが、これらは、言うまでもなく債務不履行責任を追究するものではあるものの、第一類型と第二類型及び第三類型とは明らかに相異している。すなわち、第一類型は在学契約関係に基づき安全配慮義務を問おうとするのに対して、第二類型及び第三類型は在学契約関係をとらないで安全配慮義務を問おうとするものである。それゆえ、大きく分ければ、第二と第三とをひとまとまりすなわち一類型とすれば、結局二類型とすることも可能である。

既述したように私立学校の場合は、学校法人と生徒又は法定代理人との間に私法上の契約関係すなわち在学契約という法律関係が存在し、この在学契約関係から生ずる付随義務として安全配慮義務があるとする考え方には筆者は異論はない。留意すべきは、国・公立学校における事故の場合にも債務不履行責任すなわち安全配慮義務を問おうとするものであり、実際にそれが出現してきたのが、上記の第二類型の「トライボール競技中生徒タックル負傷事件」と第三類型の「県立高校ラグビー部員練習試合中受傷事件」の事例であり、とりわけ後者はその損害賠償金額の高額さと十年近くたってから、時効寸前になって訴訟を起こして損害賠償が認められたことなどで極めて高い注目を集めた。この二つの判例以前に損害賠償請求それ自体は認められなかったが、公立学校の在学関係を私立学校と同じ契約関係ととらえる判例がみられることは、「県立定時制高校生徒柔道大会中受傷事件」を例として既述した。

いずれにしても、昭和62年に相次いで判示された上記二判決は、国・公立学校における学校体育・スポーツ事故に関して、債務不履行責任に基づく安全配慮義務違反による損害賠償への道を切り開いた大変な重みのある判例といえよう。しかしながら、以下にはこの二判決にみられるような安全配慮義務が何ゆえに近年主張されるようになり、学校（体育・スポーツ）事故裁判などで判示されるようになったのかを探り、そしてそのような安全配慮義務は、果たして、学校という場で体育・スポーツを直接担当し或いはかかわっている

（体育）教師達に対して、よりよい影響を与えるものとなっているのかなどについて検討してみよう。

Ⅳ 「安全配慮義務」の吟味 — 被害者救済と（体育）教師の負担 —

まず、債務不履行責任に基づく安全配慮義務の長短についてみよう。

第一に、安全配慮義務論そのものをいわばトータルにみてみた場合、安全配慮義務は、債務不履行を理由とする賠償責任であって、「契約の存在を観念し得る法律関係」だけは必要とされるから、このような関係が認められない場合には、問えないことになる。例えば、モトクロス大会の参加者から主催者に対する安全配慮義務の不履行が問われた事例では、「両者の間には使用従属の関係、雇用関係またはこれに類似する関係が存在しない」という理由で否定された^(注13)。これは、つまり、教師と児童・生徒という特定な人の中で起きる学校体育・スポーツ事故の場合はカバーできても、いわゆる生涯スポーツ時代を迎えたといわれる今日、レジャー・スポーツなどの際の不特定な人の中で惹起される事故のような場合には、安全配慮義務を理由として損害賠償を問うことは困難であり、体育・スポーツ事故全体からみれば、債務不履行に基づく安全配慮義務は限定的にしか機能しないことになる。

第二に、在学契約関係を前提とする安全配慮義務を導入した場合、いわゆる学校の設置者と契約関係にある当該児童・生徒以外は、例えば親権者たる当該児童・生徒の両親といえども債務不履行責任を追究したくともできないという制約を受けることになる⁽⁵⁾。

第三に、安全配慮義務論に詳しい国井氏が指摘するように、安全配慮義務は、債務不履行の責任追究の道具概念として開発され、その背景には、債務不履行構成の方が不法行為的構成よりも被害者救済に有利である⁽⁶⁾、との考え方がみられるが、果たして額面通り受け取れようか。現行法制は、原則として過失責任主義をとっているので、学校（体育・スポーツ）事故が起こってしまったとき、被害者すなわち生徒は、不法行為による場合は、裁判などで加害者すなわち教師の個人的な過失（又は故意）を主張し立証しなければならず、勢い、生徒やその保護者と教師・学校とが対立し

反目してしまうこととなり、学校における円滑な体育・スポーツを含めた教育の営みにとって、欠くべからざる両者の信頼関係が根底から損なわれかねなくなる。一方、債務不履行による場合は、加害者の方で帰責事由（通説は、故意・過失又は信義則上これと同視すべき事由）のなかったことを立証しなければならぬとされている（民法415条後段）。それゆえ、確かにこの限りにおいては、被害を蒙った生徒側の挙証責任の負担軽減がなされよう。その反面、その分だけ教師及び学校側の負担は重くなるわけである。また、安全配慮義務を理由として学校設置者の責任を直接的に問おうとする場合、使用者たる教師の故意・過失を不問にできそうであるが、通常、履行補助者たる教師の安全配慮義務の懈怠が問責されているので⁽¹⁴⁾、やはり、教師にかかる負担は重いというべきである。さらに、留意すべきは、学校体育・スポーツ事故判例ではないが、最高裁判所による安全配慮義務の内容を特定し、義務違反に該当する事実を主張立証する責任は原告（債権者）にあるとの判示もあり^{(10)(注14)}、それゆえ既述したごとく安全配慮義務違反を債務不履行としてとらえることの最大の利点であったはずの挙証責任の負担軽減と消滅時効期間の長さのうち、前者の挙証責任の負担軽減の実質的メリットがなくなってしまいか或いは薄れてしまうことになる。

第四に、後者の消滅時効期間の長さについてみてみれば、先にみたように不法行為の場合は3年、債務不履行の場合は10年とされている。それゆえ、後者の債務不履行の方が被害者（生徒）にとっては、一般的に有利とされている。実際、最高裁の昭和50年の判決も、不法行為の消滅時効完成後の被害者救済のため、消滅時効がまだ完成していない債務不履行による安全配慮義務という特殊な論理を創設し適用したという^(注15)。これと非常に類似したケースとして、第三類型の「県立高校ラグビー部員受傷事件」があげられる。受傷事件後ほぼ10年弱、高校生が訴訟をためらっているうちに国家賠償請求権が時効消滅してしまったこともあって、債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟を起こしそれが認められている。確かに、被害者救済という観点からは、理論的にも実際的にも評価に値しよう。しかしながら、かつて一流の競技者であった公立高校のあるベテラン体育教師は、不法行為の場合は、「児童・生徒の在籍期間内に問

題を処理することが可能となる一方、安全配慮義務の場合は、10年という期間は児童・生徒の卒業後（在籍期間外）にも影響を及ぼすことになり、負うべき指導責任の期間が余りにも長すぎて、種々問題が生ずることになる」と述べている⁽⁴⁾。すなわち、体育・スポーツ事故責任に関して体育教師をはじめ学校関係者は、従前と比べて心理面も含め数倍負担するようになったと言っても過言ではなからう。

そうであるとすれば、教師個人の責任を追及せずに学校設置者の直接的責任を問おうとする場合、何も債務不履行により損害賠償責任を追及しなくとも、従来の不法行為でおこなっても十分といえよう。すなわち、不法行為による損害賠償に際して、通説・判例^(注16)とも公務員個人の直接的責任を問わないとしており、国公立学校の教師も、個人的責任は同様に実際問われていない。それゆえ、「不幸な被害者を十分に救済するような法制にしていかなければならない⁽⁶⁾。」として、債務不履行に基づく安全配慮義務を導入する意義も少なくなり、その必然性もなくなってこよう。それだけでなく、「被害者救済の要請から、結論としては学校設置者に対する損害賠償を認めながらもその反面として、判決の理由では教師に過大な注意義務を課しているものが多い⁽¹¹⁾」とか「教職員の責任追及は、はたして本当にしかるべき状態でなされていると言えるのだろうか⁽⁶⁾。」と言われている現状において、「事故を防ぐのに現場教職員の超人的な注意と努力が要ることにもなってこよう。学校事故の防止を、いつまでも現場教職員の超人的な注意と努力だけにまわっているということでは不条理である⁽⁶⁾。」との指摘もあるくらいである。実際、債務不履行に基づく安全配慮義務違反（民法第415条）と不法行為に基づく教師の注意義務違反（民法第709条、715条）とは、内容的に変わりがない。従って、次には教師、とりわけ体育教師は体育・スポーツ活動に際して、具体的に児童・生徒の身体や生命に対して、どこまで、どの程度までの安全配慮義務ないし注意義務を負っているのかが問題とならう。

このことに関して、教育法研究の権威である兼子仁氏は、「事故をめぐって教師の責任が本当に問われてよいのは、教育専門的保安義務の範囲においてである⁽⁶⁾。」と述べている。つまり、体育教師としては、体育・スポーツの専門的指導者と

して児童・生徒の安全に十分な手だて・措置を尽くしたか、落度はなかったかということである。具体的には、これまでの判例を基に整理してみると以下のごとくまとめられる。

すなわち、教師は一般的に学校教育法により、親権者などの法定監督義務者（民法第714条1項）に代わって児童・生徒を監督する義務を負っている。注意義務の範囲に関しては、教師は「児童・生徒の学校における教育活動及びこれと密接不離の関係にある生活関係についてのみ監督義務を負う」という見方がほぼ確立している^(注17)。その程度としては、「事故防止に万全の配慮をすべき注意義務」^(注18)を尽くすべきであり、また、たとえ教師の注意義務の範囲内であっても、それが予見可能であるような場合とされる^(注19)。体育・スポーツ指導水準で言えば、「学習指導要領に従う指導」^(注20)より、「特別高度で危険性の高い技の指導」の方がより高度で広範囲な指導監督義務が要請され^(注21)、それも児童・生徒の事理弁識能力の程度あるいは責任能力との関係から決められ、児童・生徒の危険判断や回避能力が低いほど、つまり高校生や大学生よりも幼児や小学校低学年の児童に対する者の方がより厳格に（体育）教師の責任が追及される傾向にある^(注22)。また、体育・スポーツを行う者も自分自身の健康と安全保持義務を負っており、どの程度負うべきかは、競技の種類・性質からうかがわれる危険度、年齢及び経験によるとされている^(注23)。ここで、問題となることを一つだけ述べてみれば、これまでも指摘してきたごとく、「体育・スポーツの危険度」をどのように認定するかということである。従来、判例の多くは体育・スポーツの危険度の認定に際して、主観的・経験主義的に把握してきており、それは科学的に把握されるべきことをこれまで提言してきたが^(注24)、蓄積される判例のほとんどは相変わらず主観的・経験主義的に把握している。

いずれにしても、周知のごとく学校事故の際の現行の救済体制は、十分なものであるとはいえない。このような状況の中で、体育教師をはじめとする学校関係者に余分な負担をかけないで、被害を蒙った児童・生徒を救済する現行の制度より良いと思われる方途は、安全配慮義務論以外にないものであろうか。安全配慮義務論がねらいとしたもののひとつに、現行法制の下における過失責任

主義をいわゆる無過失責任主義により損害賠償を考えようとしたことがあげられるが、そのような考え方を「制度面」からの改善により実現化し得る方策すなわち、事故で被害を蒙った児童・生徒を救済する有効な方策として一考に値するものがある。

それは、ドイツにおける学校災害保険制度であり、体育・スポーツ事故も含め学校事故傷害者救済を考える上で参考となると思われるものである^{(16)(注25)}。すなわち、かつてドイツにおいても学校（体育・スポーツ）事故をめぐる責任と損害賠償が大きな問題となっていた。それが、1971年に「ライヒ保険法」Reichsversicherungsordnungが改定され、かつ「幼稚園園児・生徒・学生のための災害保険法に関する法律」Gesetz über Unfallversicherungsordnung für Schüler und Studenten sowie Kinder in Kindergärten vom 18 März 1971が制定され、この一連の改定・制定により、被害を蒙った生徒等は、教師の過失等を立証する必要がなくなり、事故の補償、つまり事故の無過失補償が全国的に実施されるようになった。ドイツと日本とは、社会的・文化的状況や教育制度をはじめとして、法制も体育・スポーツ事故の実態等も相異しようが、被害者救済制度を考える際に大いに参考となろう。

注

- 1) 学校事故という言葉は、法律上の用語でもなく、法律上の定義もなく、人によりその意味するところはまちまちである。文部省学校事故判例研究会の定義のごとく「学校事故とは、学校教育活動及びそれと密接な関連を有する活動に伴って、児童・生徒が負傷しあるいは死亡するという事故のことをいう」が公約数的なものであろう。学校事故という言葉が一般に使われるようになり、それに伴う校長や教員の責任ということが全国的に問題にされ始めたのは、昭和33年～35年頃からであり、とくにその傾向が著しくなったのは、昭和40年頃からあと、といわれる。また、日本体育・学校健康センター法の定義では、災害とは、学校の管理下における児童・生徒の負傷、疾病、廃疾または死亡とされており、事故はその災害の原因となるものごとの正常性を妨げる、つまづく、ころび落ちる、衝突する、物が当たる、刺さるなど（日本学校安全会、昭和37・2・16、理事長通達）であるとしている。従って、事故が発生してもその結果として災害

- にいたる場合とそうでない場合があるということになる。(拙稿〈1979〉：学校事故と教員の注意義務。現代教育経営 1：106。及び東京都立教育研究所〈1977〉：学校安全に関する研究〔1〕：3。を参照。)なお、本考察における学校体育・スポーツ事故とは、学校事故の中でも体育・スポーツ活動中に惹起された事故ととらえている。
- 2) 日本体育・学校健康センター「学校の管理下の災害—基本統計—」, 第9集(1981年)～第11集(1988)を参照。
 - 3) 同上
 - 4) 判例時報, 判例時報社, 1232号, 100, 1987.
 - 5) 判例時報, 判例時報社, 1267号, 122, 1989. 周知のごとく、本件の第二審判決(福岡高裁, 平成元年2月27日判決)では、労働能力喪失率評価の見直し(100%から90%へ)や過失相殺を3割としたことなどにより、7,943万円余の損害賠償額に減額されている。詳しくは、「判例時報」(判例時報社, 1320号, 104, 1989.)を参照。
 - 6) これまで、債務不履行責任による損害賠償請求訴訟は数多くあるが、債務不履行責任に基づく安全配慮義務違反を認めた学校事故損害賠償判決は6件あり、それらを判決順に記せば次の通りである。
 - ①「私立幼稚園内幼児自動車事故受傷事件」大阪地裁, 昭和43年5月2日判決, (判例時報 524号, 57, 1978.)
 - ②「私立高校体操部員着地失敗重傷事件」山形地裁, 昭和52年2月10日判決, (判例時報 873号, 83, 1978.)
 - ③「トライボール競技中公立中生徒タックル負傷事件」福岡地裁甘木支部, 昭和62年9月25日判決, (判例時報 1267号, 122, 1987.)
 - ④「県立高校ラグビー部員練習試合中受傷事件」福岡地裁, 昭和62年10月23日判決, (判例時報 1267号, 122, 1987.)
 - ⑤「県立高校ラグビー部員練習試合中受傷事件・第二審」福岡高裁, 平成元年2月27日判決, (判例時報 1320号, 104, 1989.)
 - ⑥「公立中女生徒理科実験中試験管爆発受傷事件」静岡地裁沼津支部, 平成元年12月20日判決, (判例時報, 1346号, 134, 1990.)
 - 7) 判例時報, 判例時報社, 767号, 11, 1975.
 - 8) 判例タイムズ, 判例タイムズ社, 360号, 232, 1978.
 - 9) 判例時報, 判例時報社, 873号, 83, 1978.
 - 10) 判例時報, 判例時報社, 956号, 104, 1980. なお、公立学校の在学関係を在学契約と解し、この在学契約に基づき県に安全配慮義務があるとするものの、原告の賠償請求を棄却した学校体育・スポーツ事故で同様な判例には、本判例以外に、例えば「県立熊谷高校ラグビー部員タックル負傷事件」(東京高裁, 昭和57年11月27日判決; 判例タイムズ, 490号, 68, 1983.)がある。
 - 11) (注6)の③を参照。なお、大学の体育・スポーツ事故の例であるが、国立大学における学生の在学関係は、国の行政処分によって生ずるものであるとし、この法律関係に内在し付随する義務として国に安全配慮義務があるとするものの、原告賠償請求を斥けた判例には、例えば「国立大学ヨット部員ヨット転覆溺死事件」(大阪地裁, 昭和61年5月14日判決; 判例時報, 1217号, 88, 1987.)がある。
 - 12) 判例時報, 判例時報社, 1320号, 104, 1989. また、本判例の第二審については、(注)の5)ないし6)を参照。なお、公立学校における在学関係は、私立学校における在学関係と異なるが、ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務として一般に認められる安全配慮義務が否定されるものではない、と本判例と同様な判示をしているものの、損害賠償請求を斥けた判例には、例えば「公立高校生ラグビー体育授業中タックル負傷事件」(長崎地裁, 昭和58年1月21日判決, 判例時報, 1075号, 146, 1983.)がある。
 - 13) 判例時報, 判例時報社, 940号, 62, 1979.
 - 14) 判例時報, 判例時報社, 996号, 47, 1981. 最高裁二小法廷, 昭和56年2月16日判決。
 - 15) 飯原一乗(1988): 不法行為責任と安全配慮義務違反に基づく損害賠償責任との関係。(編)下森定, 「安全配慮義務法理の形成と展開」, 日本評論社, 東京, p. 108.
 - 16) 判例タイムズ, 判例タイムズ社, 355号, 260, 1978. 最高裁三小法廷, 昭和52年10月25日判決。
 - 17) 拙稿(1979): 学校事故と教員の注意義務。現代教育経営1:103-104. 及び判例時報, 判例時報社, 429号, 26, 1965. 東京地裁, 昭和40年9月9日判決。
 - 18) 判例時報, 判例時報社, 930号, 76, 1979.
 - 19) 判例タイムズ, 判例タイムズ社, 492号, 175, 1983. 最高裁二小法廷, 昭和58年2月18日判決。
 - 20) 判例タイムズ, 判例タイムズ社, 371号, 130, 1978. 神戸地裁, 昭和53年6月19日判決。
 - 21) (注6)の②を参照。
 - 22) 拙稿(1982): 学校事故に関する事例。(編)

教育法研究会, 「私学関係判例研究」, 財団法人, 私学教育研究所, 東京, p. 206.

- 23) (注6)の②を参照。
 24) 拙稿(1985): 体操部練習中での高校生の重傷事件. (編)相良惟一, 「私学と裁判」, 教育開発, 東京, pp. 333-334.
 25) 拙稿(1987): 体育・スポーツ法規の意義と構造. 体育・スポーツ法規研究, 1: 7.

引用及び参考文献

- 1) 星野雅紀(1982): 安全配慮義務とその適用領域について. 判例タイムズ457: 11-23.
- 2) 深谷 翼(1974): 幼児教育法学. フォト日本社, 東京.
- 3) 五十嵐清, 淡路剛久, 神田孝夫, 国井和郎, 沢井裕共編(1977): 損害賠償の法律入門. 有斐閣, 東京, pp. 172-173.
- 4) 石田慈洪(1988): 安全配慮義務と教師の責任. 1988年度体育行政研究会報告, p. 8.
- 5) 伊藤 進, 兼子 仁, 永井憲一編著(1978): 必携学校事故ハンドブック. 総合労働研究所.
- 6) 兼子 仁(1976): 入門教育法. 総合労働研究所, 東京, pp. 205-216.
- 7) 国井和郎(1988): 裁判例からみた安全配慮義務. (編)下森定「安全配慮義務法理の形成と展開」, 日本評論社, 東京, pp. 3-5.
- 8) 水戸弁護士会編(1987): 判例からみた安全配慮義務. 水戸弁護士会, 茨城県, pp. 50-81.
- 9) 中村俊夫編(1975): スポーツ事故 いざというときのために, オリエン特, 1975.
- 10) 奥田昌道(1988): 安全配慮義務の登場. ジュリスト900: 234-235.
- 11) 尾山 宏, 高橋清一監修著(1978): 学校事故子どもの安全と学災法制定. 労働教育センター, 東京, p. 104.
- 12) 田中館照橋(1987): 大学と学生の法的関係(65). 大学と学生259: 46-54.
- 13) 内池慶四郎(1976): 損害賠償請求権の消滅時効. 現代損害賠償法講座1総論, 日本評論社, 東京, p. 221.
- 14) 宇賀克成也(1989): ラグビー事故と県の賠償責任. ジュリスト902: 78-79.
- 15) 我妻 栄編(1979): 新版新法律学辞典. 有斐閣, 東京, p. 469.
- 16) 結城 忠(1988): 教育法制の理論. 教育家庭新聞社, 東京, pp. 329-323.